

平成 27 年度税制改正に関する要望

平成 26 年 12 月 24 日

全 国 市 長 会
全 国 町 村 会

平成 27 年度税制改正に関する要望

法人実効税率の検討に係る代替財源の確保

法人実効税率のあり方の検討に当たっては、外形標準課税の拡充や租税特別措置の見直し等による課税ベースの拡大等、法人課税の枠組みの中で所要の地方税財源を確保することを大前提とすること。

ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

ゴルフ場利用税については、その税収の 7 割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、アクセス道路の整備・維持管理、災害防止対策、環境対策等のゴルフ場関連の財政需要に対応する極めて貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

車体課税の現行税率の堅持等

自動車取得税は税収の 7 割が市町村に交付される貴重な財源であるとともに、車体課税全体でもエコカー減税等により大幅な減収となっている状況を踏まえ、消費税率引上げまでの間は、現行税率を堅持すること。

また、平成 27 年度からの二輪車に係る軽自動車税の標準税率の引上げについては、既に条例改正を行い、準備を進めているところであり、改正地方税法の規定のとおり確実にを行うこと。

償却資産に対する固定資産税の現行制度の堅持

固定資産税は、市町村税収の大宗を占める重要な基幹税目であり、市町村の行政サービスを支えるうえで不可欠なものとなっていることから、引き続きその安定的確保を図ること。

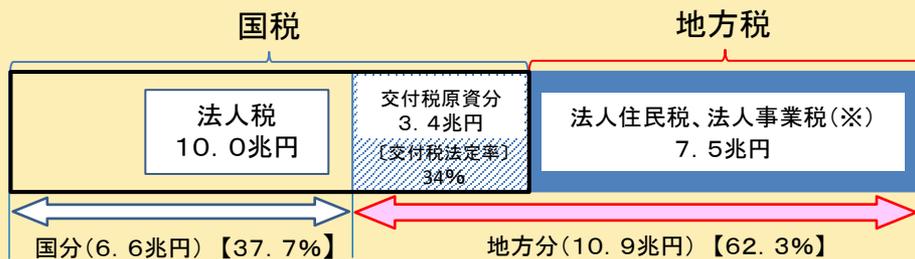
とりわけ償却資産に対する課税については、国の経済対策等の観点から制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではなく、現行制度を堅持すること。

平成 26 年 12 月 24 日

全国市長会
会長 森 民夫

全国町村会
会長 藤原忠彦

法人実効税率の検討に係る代替財源の確保



※法人事業税には、地方法人特別税を含む。

- ・国、地方を通じた法人関係税収の**6割は地方財源**。
- ・法人実効税率を引き下げ場合は、法人関係税に係る課税ベースの拡大等により、必要な地方税財源を確保。

ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

ゴルフ場利用税収の7割が市町村へ
ゴルフ場利用税交付金

354億円

- ・所在市町村、特に過疎団体にとっては、極めて重要な財源。
- ・この税収は、ゴルフ場へのアクセス等周辺道路の整備・維持管理等に使われている。

車体課税の現行税率の堅持等

自動車取得税収の7割が市町村へ
自動車取得税交付金

1,464億円

- ・自動車取得税の税率は消費税率8%への引上げに伴い引き下げられたばかり。

<市区町村における軽自動車税の税率の条例改正状況>

- ・平成26年11月末時点で、1,741団体中、1,711団体(98.3%)が条例改正済み。

償却資産に対する固定資産税の現行制度の堅持

償却資産課税のうち機械及び装置

約5,400億円

- ・市町村の基幹税に手をつけることには、断固反対。
- ・償却資産課税の縮減により、市町村は独自の中小企業対策等を実施できなくなる。

※法人関係税収の国・地方の配分は、平成26年度予算ベース。
※ゴルフ場利用税及び自動車取得税交付金は、平成24年度決算額。
※償却資産課税のうち機械及び装置は、平成24年度課税ベース。

平成26年12月24日 全国市長会
全国町村会